

医療法人社団一葉会 佐用共立病院 訪問看護室運営規定

（事業の目的）

第 1 条 医療法人社団一葉会佐用共立病院が開設する訪問看護室が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、看護師その他従事者（以下「看護師等」という）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけ医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた利用者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）を提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

第 2 条 指定訪問看護事業所の指定訪問看護等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養生活が継続出来るように支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域包括支援センター、保健・医療・福祉サービス等を提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人社団一葉会 佐用共立病院 訪問看護室
- (2) 所在地 兵庫県佐用郡佐用町佐用 1111 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職員 看護師等 10 名

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。

2 介護保険法と関連法令に定める基準の範囲内において適宜看護師等を増減することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、事業者（医療法人一葉会）職員就業規定に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする

(指定訪問看護の利用時間及び利用回数)

第6条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 要介護者等が主治医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し事業を実施する。
- (2) 要介護者等に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 終末期の看護
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、事業の実施中に、要介護者等の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであることは、介護保険負担割合証に基づく額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、支払いを要介護者等から受けるものとする。

- (1) 指定訪問看護と連携して行われる死後の処置

- (2) 次条に規定する通常の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートルごとに50円とする。

(通常の実業の実施地域)

第11条 通常の実業の実施地域は、佐用町の区域とする。

(相談・苦情対応)

第12条 事業所は、要介護者等からの相談・苦情等の対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する要介護者等の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該要介護者等の契約終了の日から5年間保存する。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は要介護者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 看護師等が得た要介護者等の個人情報については、サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、部外への情報提供については必要に応じて要介護者等又はその代理人の了解を得るものとする。

(暴力団等の影響排除)

第14条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、要介護者等の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
- (2) 要介護者等及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他の虐待のための必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所看護師等または養護者（要介護者等の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる要介護者等を発見した場合は、速やかにこれを関係市町村に通報するものとする。

(事故処理)

第16条 事業の提供により事故が発生した場合は、要介護者等の所在する市町村、要介護者等の家族、要介護者等に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な処置を

講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況を及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、要介護者等に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第 17 条 看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に務めなければならない。
- 3 事業所において感染症の発生、又は蔓延しないよう措置を講じなければならない。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針の整備。
 - (2) 看護師等に対して、感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果を看護師等に周知徹底を図る。
 - (3) 看護師等に対し、感染症予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を実施する。

（身体拘束等の適正化）

- 第 18 条 事業所は、要介護者等又は他の要介護者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他要介護者等の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という）を行ってはならない。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の要介護者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（ハラスメント防止）

- 第 19 条 事業所は、適正なサービスを提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、要介護者等に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、社会的使命を十分認識し、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

2 看護師等は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 事業所は、業務の提供に関する諸記録を整備し、当該要介護者等の契約終了の日から 5 年間保存するものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団一葉会が別に定めるものとする。

附則

この規定は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。